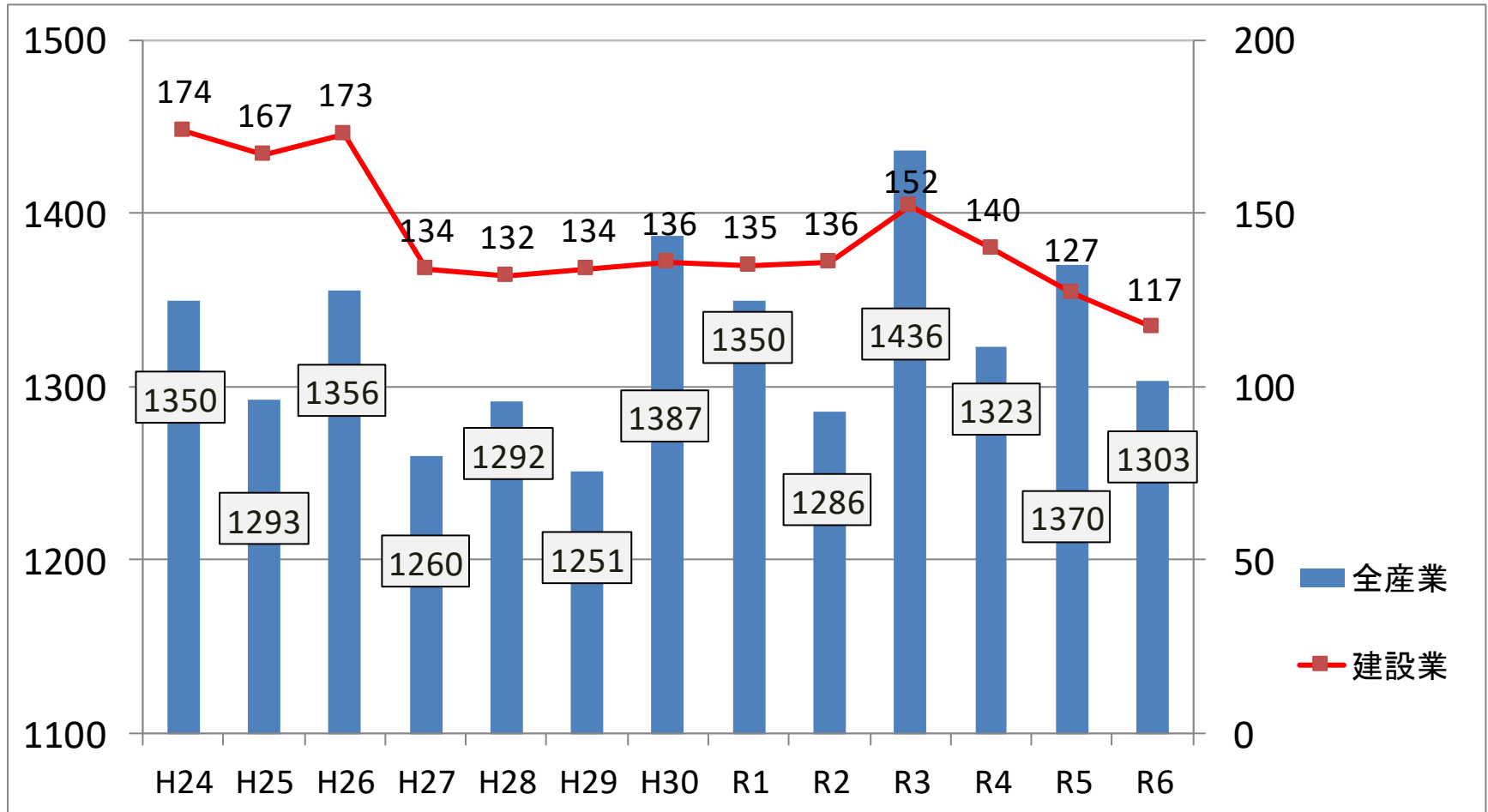


令和7年度 建設工事関係者連絡会議

葛城労働基準監督署

奈良局管内における建設業 労働災害発生件数の推移

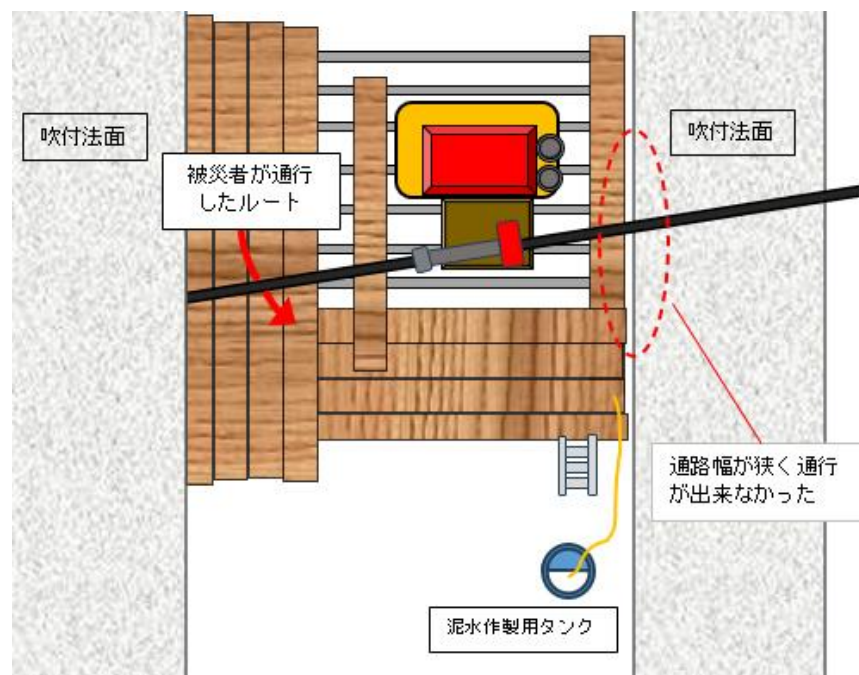
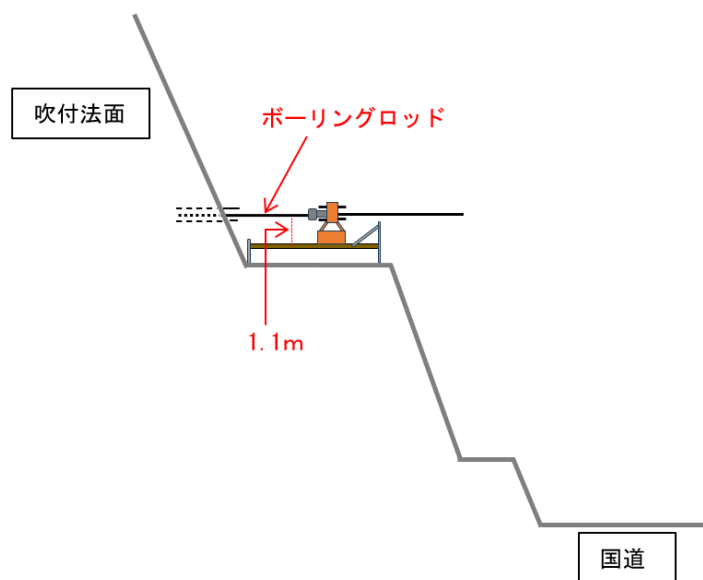
(休業4日以上の労働災害 ※新型コロナウイルス除く)



令和6年発生 of 死亡災害事例（奈良局管内）

番号	署別	発生月	業種	災害発生概要	起因物 事故の型
1	葛城	4月	その他の事業	法面の地質調査のため、 ボーリングマシンを使用 中、回転するボーリングロッドに巻き込まれた。	動力伝導機構 はさまれ・巻き込まれ
2	桜井	8月	商業	油圧ジャッキを用いて持ち上げた農業機械の下 で整備作業を行っていたところ、農業機械が降下 し、地面と農業機械の間に挟まれた。	その他の乗物 はさまれ・巻き込まれ
3	葛城	9月	医療保健業	出張先において、2階会議室で業務実施後、 一人 で机を持ち階段を下りていたところ、転落して頭部 を強打した。	階段 墜落・転落
4	奈良	9月	ゴルフ場	コース管理を行うため、目土散布機を運転して 移動していたところ、同車両が転倒し、同車両の 下敷きとなった。	その他の一般動力機械 転倒
5	奈良	11月	建設業	脚立を使用し、仮設電線の撤去作業を行っていた ところ、用水路に墜落した。	はしご等 墜落・転落
6	奈良	12月	倉庫業	フォークリフトを運転していたところ、バック した際にプラットフォーム上から同車両とともに 転落し、同車両の下敷きとなった。	通路 墜落・転落

令和 6 年発生 の 死亡 災害 事例（奈良局管内）



（災害の概要）

雨天の中、ボーリング作業をフード付きレインコートを着用しながら行っていた。

被災者は、泥水作製用タンク内の泥水量を確認するために、足場板から高さ1.1mの箇所に設置されたボーリングロッドの下を潜るように通行していたところ、回転するボーリングロッドに巻き込まれ被災したものの。

災害発生原因

①ボーリングロッドの回転部分に、覆い、囲い等を設置していなかったこと。

→回転部には囲い、覆いを行う。

②高速で回転するボーリングロッドの下をくぐらないと行けない場所に、泥水作製用タンクを設置したこと。

③作業に関するリスクアセスメントを実施していなかったこと。

→作業手順書の作成時などの「計画段階」で、作業現場、周囲の環境、使用する機械等についてリスクアセスメントの実施し、危険性・有害性の特定、リスクの見積りを行い、高リスクの作業に対し、リスクの除去・低減措置など具体的な安全対策を計画し、リスク対策を組み込んだ作業手順書を作成し、全作業員に周知教育する。

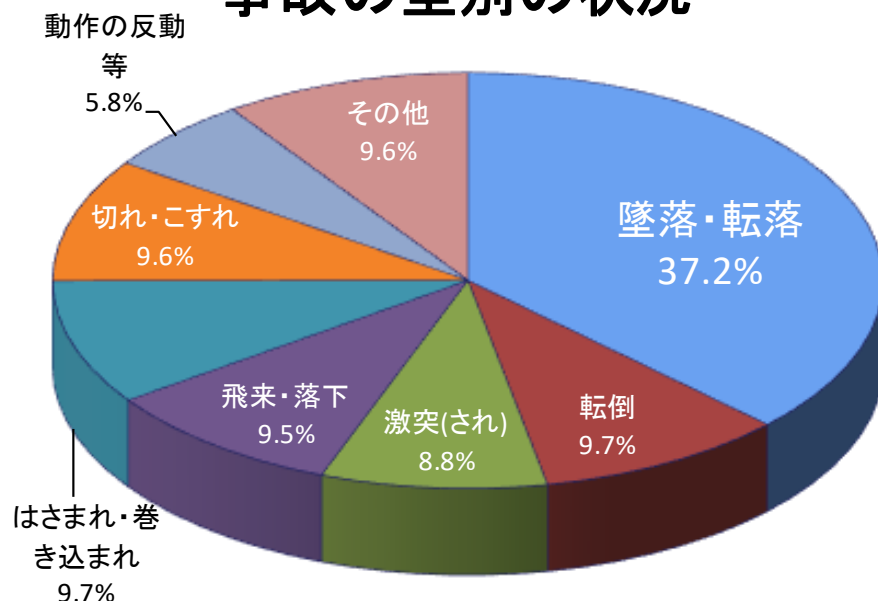
実施状況を確認し、問題があれば作業計画を随時見直す。

④フード付きのレインコートを着用した状態で、ボーリングロッドの下を通行しようとしたこと。

→作業時の服装について、回転軸に巻き込まれるおそれのある物を着用しないこと。

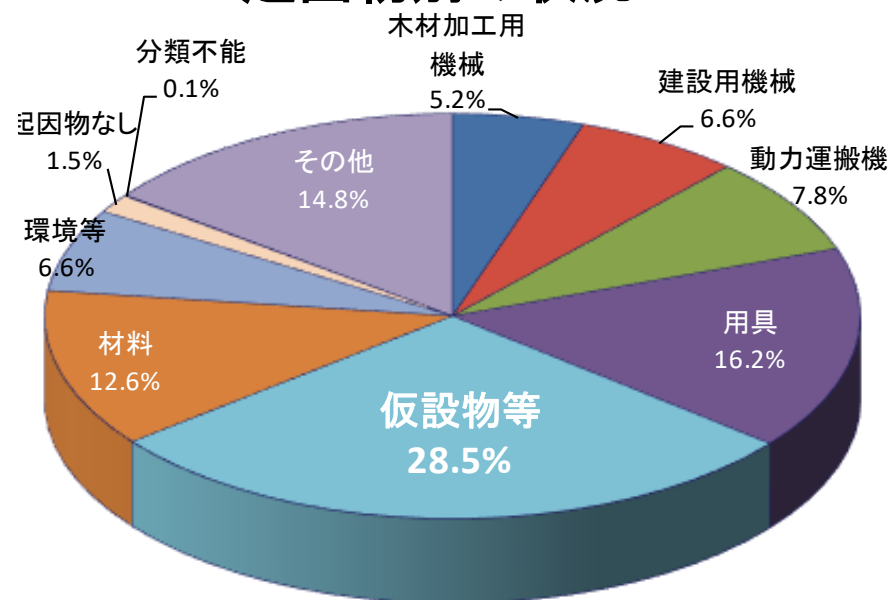
奈良局管内の建設業における事故の型別・起因物別 労働災害発生状況(H24～R6) ※新型コロナウイルス除く

事故の型別の状況



- | | |
|--------------|----------|
| ■ 墜落・転落 | ■ 転倒 |
| ■ 激突(され) | ■ 飛来・落下 |
| ■ はさまれ・巻き込まれ | ■ 切れ・こすれ |
| ■ 動作の反動等 | ■ その他 |

起因物別の状況



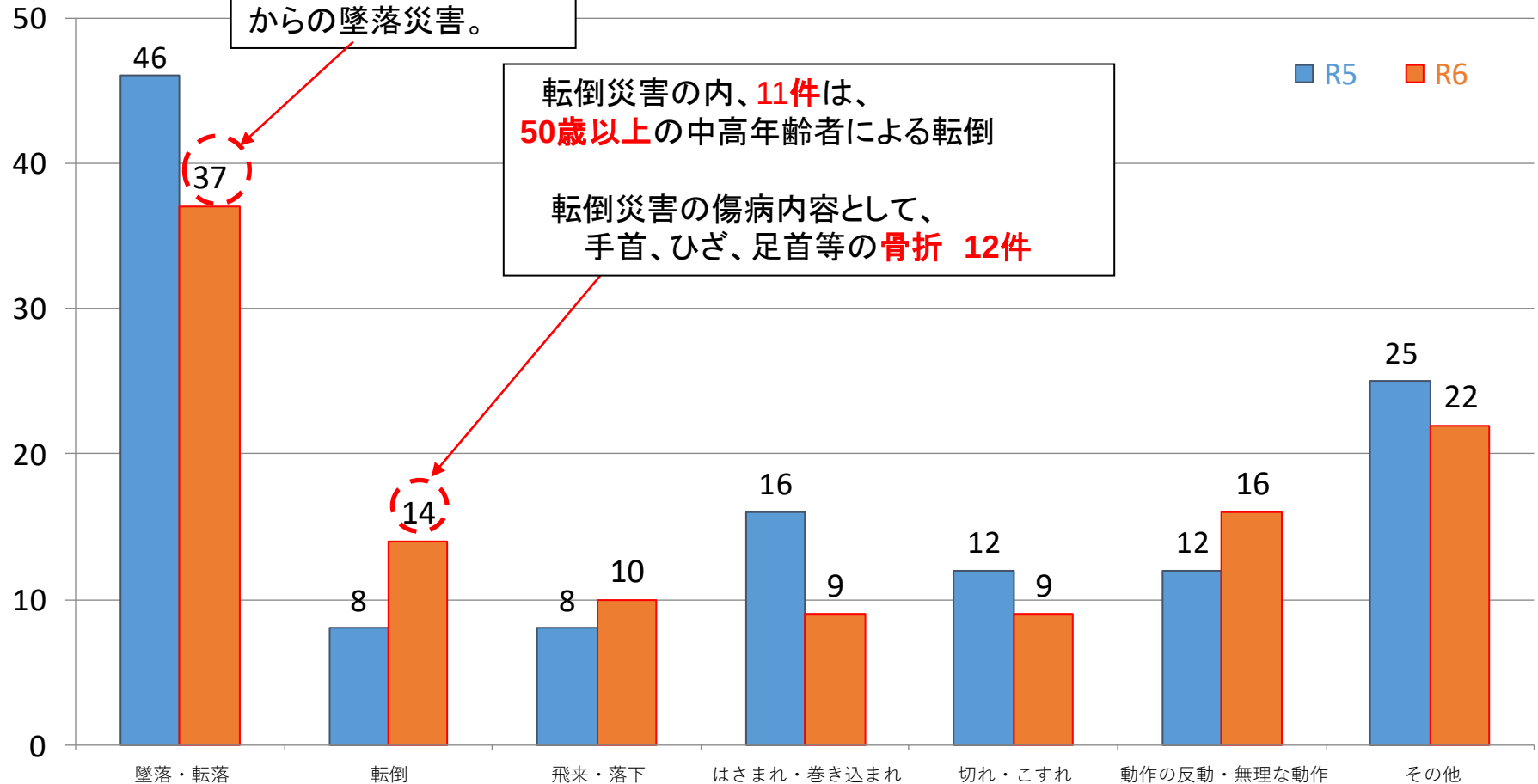
- | | |
|-----------|---------|
| ■ 木材加工用機械 | ■ 建設用機械 |
| ■ 動力運搬機 | ■ 用具 |
| ■ 仮設物等 | ■ 材料 |
| ■ 環境等 | ■ 起因物なし |
| ■ 分類不能 | ■ その他 |

事故の型別 労働災害発生状況 (建設業・奈良局管内) ※新型コロナウイルス除く

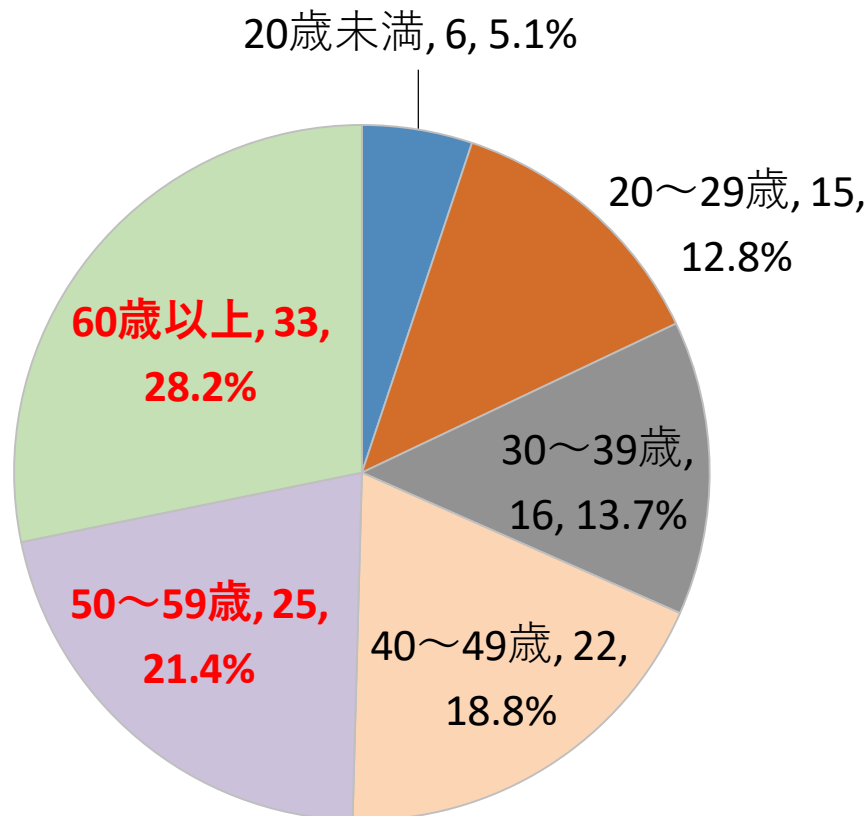
墜落・転落災害の内、
21件は、仮設物等
9件は、はしご・脚立
からの墜落災害。

転倒災害の内、**11件は、**
50歳以上の中高年齢者による転倒

転倒災害の傷病内容として、
手首、ひざ、足首等の**骨折 12件**



令和6年 奈良局管内の年齢別 労働災害発生状況(建設業) ※新型コロナウイルス除く



(参考)重機災害防止のポイント

- ①ドラグショベル等の重機と人間が接触すれば、必ず人間が負けること、重機の下敷きになれば普通の人間は死亡することを労働者に繰り返し徹底すること。
- ②移動式クレーンのオーバーロード(過負荷防止装置、自動停止装置等を解除しての作業)は自殺的行為、殺人的行為であることを関係労働者に繰り返し徹底すること。
- ③車両系建設機械・車両系荷役機械・移動式クレーンなどを用いる作業を行う場合には、作業計画を作成するとともに、作業開始前に関係労働者に周知し、計画に沿った施工を行うこと。又、作業計画作成時にはリスクアセスメントを取り入れること。
- ④有資格者による操作を徹底すること。
- ⑤車両系荷役運搬機械及び車両系建設機械の運転者が運転位置を離れるときは、エンジンを止め、停止の位置を保持するためのブレーキや車止めを確実にかけるなどの逸走防止措置を講じること。

カラーコーンの色分けによる見える化

カラーコーン明示色

緑：安全通路 赤：立入禁止 黄：材料置場



(概要)

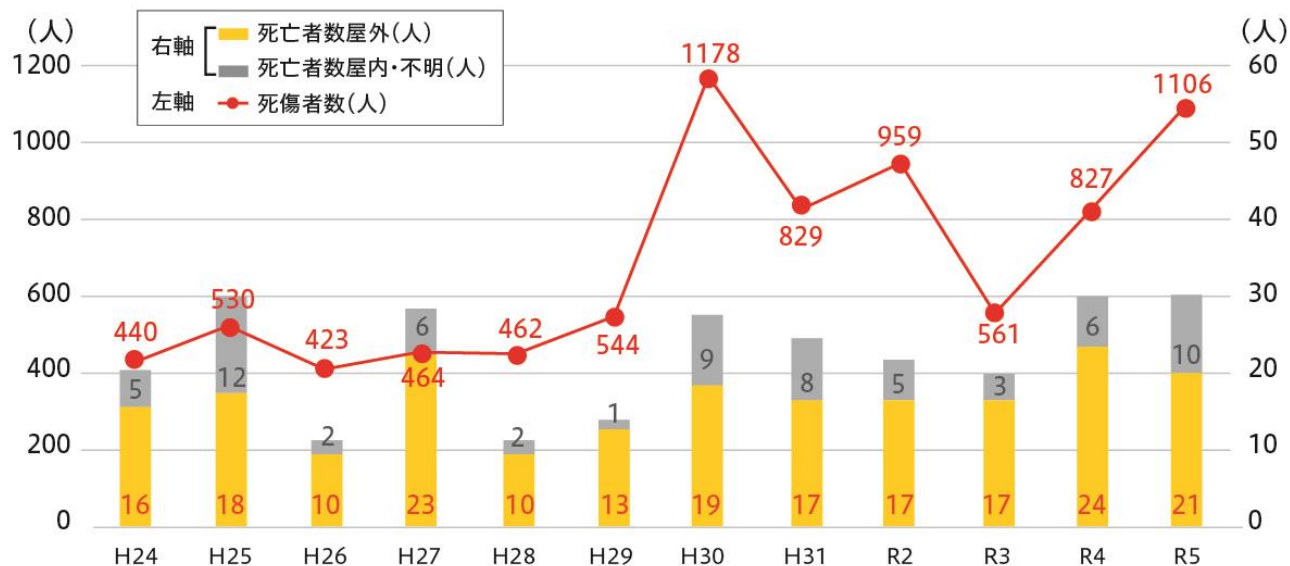
現場作業においては、多くの重機や人間、また材料が混在しており、その区画分けを確実に行わないと人と重機の接触災害等につながる可能性が高い。そこで、カラーコーンの色を分けることで、その色により区画を定めて一目でどの区画であるか認識できるようにした。

(緑色は”安全通路”、赤色は、”立入禁止”、黄色は”材料置場”)

令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が施行されます

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況 (H24～)



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で**30人レベル**。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の**約7割**は**屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

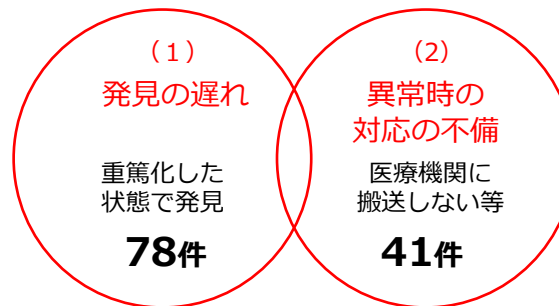
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「**STOP! 熱中症**
クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている
事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至させない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

- ・日本産業規格JIS Z 8504を参考に
実際の作業現場で測定
- ・実測できない場合には、
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所の
WBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に
変更すること（表1-1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である
作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

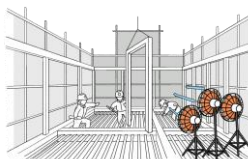
職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の**低減**等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることが
できる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に**冷房を備えた休憩場所**又は**日陰等の涼しい休憩場所**を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等
が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに
留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに
に、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体状況の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の**短縮**等

(2) **暑熱順化**

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

4 労働衛生教育

労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



(1) 熱中症の症状

(3) 緊急時の救急処置

(2) 熱中症の予防方法

(4) 熱中症の事例

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、**職場巡視**や**パディ制の採用**、ウェアラブルデバイス等の活用や**双方向での定期連絡**などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
①事業場における**緊急連絡網**、**緊急搬送先の連絡先**及び**所在地等**
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

救急隊要請

自力での水分摂取

医療機関への搬送

経過観察

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで
判断するのではなく、

- ① 返事がおかしい
 - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も
異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、
#7119等を活用するなど専門機関や
医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐ
こと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温 等

- ① 返事がおかしい
② ぼーっとしている など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症
のおそれありとして取り扱うことが
適当。

医療機関までの
搬送の間や経過観察中は、
一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる
状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要
に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合
は、#7119等を活用するなど、専門機
関や医療機関に相談し、専門家の指示
を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

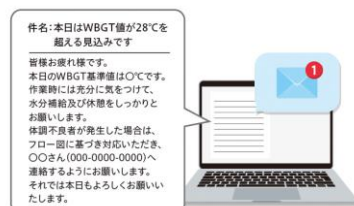
手順や連絡体制の
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやイントラネットでの通知】